(仮称) 枚方市手話言語条例 (事務局試案)

(目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者への理解と手話の普及 促進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明確にすると ともに、手話の普及のための総合的かつ計画的な施策の推進を図り、すべての市民が互い に支え合い、また尊重し合いながら安心して心豊かに共生する地域社会の実現を目的と する。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーション手段として用いる市民をいう。
 - (2)「市民」とは、市内に居住し、通勤し、または通学するものをいう。
 - (3)「事業者」とは、市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 ろう者への理解及び手話の普及促進は、手話が言語であること及びろう者が手話 によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提とし、すべての市民が相互に 人格と個性を尊重しあうことを基本として行われなければならない。

(市の責務)

- 第 4 条 市は、基本理念のもと、ろう者への理解の促進並びに手話の普及促進に努めると ともに、ろう者が地域において自立した生活及び社会参加の促進が図れるように努めな ければならない。
- 2 市は、ろう者、手話通訳者等と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保、とりわけろう 者が乳幼児期からその保護者または家族とともに手話に親しみ手話を学ぶ機会の確保を 図るものとする。
- 3 市は、市民や事業者等が、ろう者及び手話に対する理解と手話の普及促進を図る取り組 みを行う場合にそれを支援する。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ろう者及び手話に対する理解を深め、施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者及び手話に対する理解を深め、施策に協力 するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を 整えるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則